

# 自動車整備業

国際協力・国際貢献

## 外国人技能実習生 受入れのご案内



ベトナム・ミャンマー・中国等からの技能実習生の受入れが可能です。

### 自動車整備職種 追加決定 平成28年4月1日認定

自動車の定期点検や車検等に係る整備作業は、  
路上故障の未然防止など自動車の安全確保等に  
重要な役割を果たしています。

このような重要な技能・技術を外国人技能実習生に指導し、  
帰国後、母国での産業活動に貢献・寄与する人材育成のための  
技能実習生の受入れを検討してみませんか？

#### I.P.M. 公益財団法人 国際労務管理財団

東京都新宿区新宿 1-26-6 新宿加藤ビルディング7階

TEL:03-3354-4841(代) FAX: 03-3354-4847

HP: <http://www.ipm.or.jp> E-mail: [kigyo@ipm.or.jp](mailto:kigyo@ipm.or.jp)

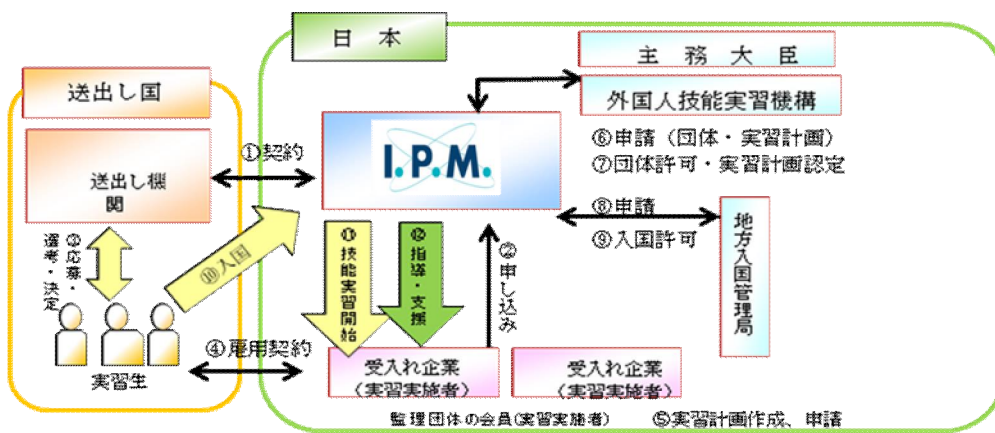
本部・仙台・名古屋・大阪・広島・福岡・六甲山研修センター

# 現行の技能実習制度の仕組み

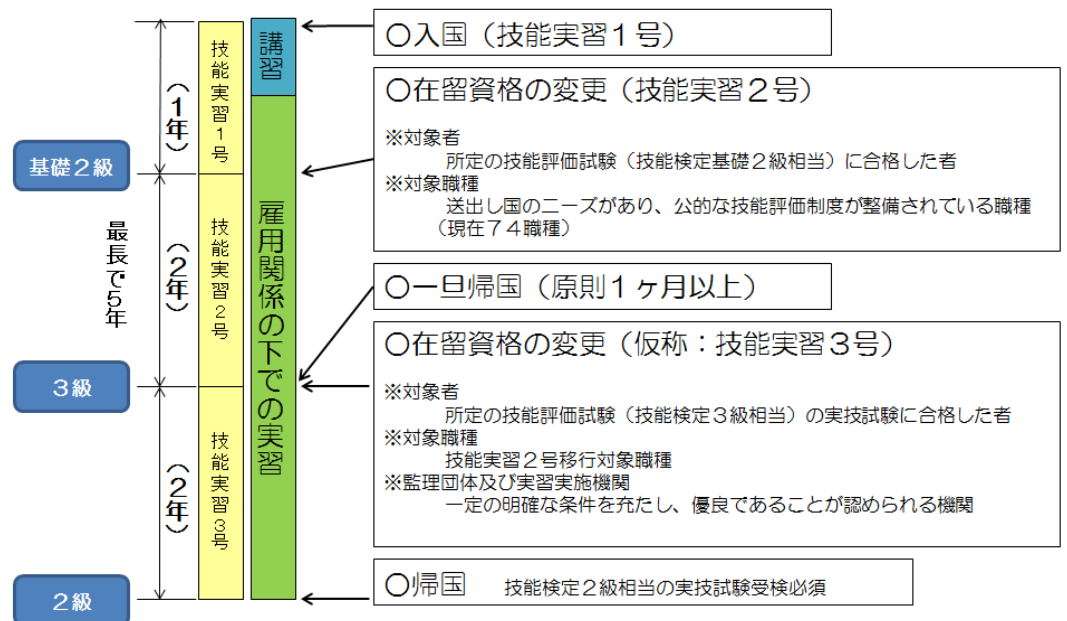
●外国人技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の青壮年を一定期間（最長3年間）日本の産業界に受入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。

●技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令が適用されており、現在全国に約19万人（平成27年末）在留している。

## 技能実習制度の受入れの枠組み（団体監理型）



## 技能実習の流れ



### 【CHECK】

2016年11月28日、国会（192回国会）において、技能実習新法である「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が成立しました。本法が施行されると、従来、技能実習期間の限度が3年間であったものが、一定の条件を満たした優良な団体と企業、実習生については、さらに2年間の受入れが可能となります。

# 自動車整備職種（自動車整備作業）について

自動車整備業において技能実習生を受け入れようとする場合の受入れ基準は次のとおりとなります。

## ●作業の定義 ～技能実習制度上の自動車整備職種（自動車整備作業）とは～

道路運送車両法に基づく、日常点検整備、定期点検整備、分解整備、新規検査における整備、継続検査における整備、構造等変更検査における整備、一般整備の作業をいいます。

自動車整備作業を行う場合、地方運輸局長から認証を受けた自動車分解整備事業場における作業でなければならない。対象とする自動車の種類が二輪自動車のみ自動車分解整備事業場は除く。

## ●必須作業 ～技能実習生に必ず行わせる作業～

- 1年目：自動車点検整備作業
- 2年目：自動車点検整備作業、自動車分解整備作業
- 3年目：自動車点検整備作業、自動車分解整備作業
- 共通：安全衛生作業

- ・自動車点検整備作業  
各装置の車検、定期点検項目の良否判定及びそれに基づく整備の補助作業
- ・自動車分解整備作業  
各装置の分解整備、各種テスター・測定機器類による各装置の基本的な良否判定及びそれに基づく整備作業

## ●関連・周辺作業 ～上記作業に関連した作業～

- |      |                   |          |            |
|------|-------------------|----------|------------|
| 関連作業 | ①部品番号検索・部内発注作業    |          |            |
|      | ②車枠車体の整備調整作業      |          |            |
|      | ③ナビ・ETC等の電装品の取付作業 |          |            |
|      | ④自動車板金塗装作業        |          |            |
| 周辺作業 | ①洗車作業             | ②下廻り塗装作業 | ③車内清掃作業    |
|      | ④構内清掃作業           | ⑤部品等運搬作業 | ⑥設備機器等清掃作業 |

## ●作業対象とはならない作業

自動車解体作業、自動車製造工程作業、自動車板金塗装のみの作業、自動車陸送作業、関連作業及び周辺作業のみの場合

受入れについての具体的な相談等についてはI.P.M.までご相談下さい。

【問い合わせ先】

I.P.M.企業部 [TEL:03-3354-4841](tel:03-3354-4841) 担当：風間、前田、押野見

# I.P.M. 公益財団法人 国際労務管理財団 概要

公益財団法人 国際労務管理財団は、1993年に労働省(現厚生労働省)の許可を受けて設立されて以来、外国人技能実習生の受入れを中心に、日本企業の海外進出や技術移転の支援、国際人材交流等を通じて、海外進出企業の発展ならびに技術交流を通じた国際貢献に尽力してまいりました。

外国人技能実習生の受入れでは、中国をはじめペルー・フィリピン・ベトナムから、これまでに多数の若者を受入れてまいりました。

各国の若い世代が日本企業の進んだ技術、生産管理システム、労務管理システム、および、勤労精神などを学んだ後、母国の発展に寄与しております。一方、日本企業からは、外国人技能実習生の受入れが日本人従業員の意識改革にも良い影響を与えてくれているとの声を多く頂戴しております。

また、移転や進出など、海外に視野を広めておられる企業向けにも、セミナー開催・海外調査活動などを通じて、わが国の主として中小企業の発展を様々な側面からサポートさせていただいております。

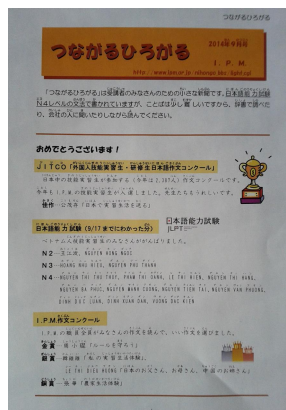
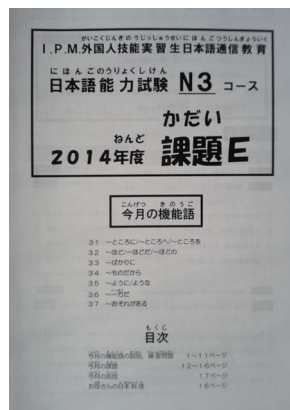
当財団の理念は「協心」という言葉です。これは皆が力を合わせて一つになった心を表します。「人」の重要性を知る企業の皆さまの良きパートナーとして「協心」の精神で心の通うお付き合いをモットーにサポートにあたる当財団をどうぞよろしくお願いいたします。

## I.P.M.の日本語学習・企業支援の取り組み

### I.P.M.独自のサポート

I.P.M.では、実習生が1カ月の国内研修を行ったセンターを離れ実習を始めた後も、日本語の学習を続けられるように、研修センター日本語教師陣が「I.P.M.外国人技能実習生日本語通信教育(添削課題付き)」や「外国人技能実習生向け新聞(つながるひろがる)」を独自に作成し、毎月、実習生に届けております。実習生の能力に合わせてレベル別に、無理なく学習が進められるようになっていきます。実習には日本語能力が必要とされていますので、そのための学習ツールとして大いに活用していただけます。

また、I.P.M.では長年の国際労務管理の経験を生かし、企業の皆さまが外国人技能実習を円滑に進めるためのアドバイスとして「外国人若者との付き合い方」を提供しています。



- 【写真左より】
- 「外国人若者との付き合い方～ボーダーレス時代のトラブル解消に向けて～」
  - 日本語通信教育教材 (添削課題付き)
  - 技能実習生向け日本語新聞 ～つながるひろがる～